

令和4年第4回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和4年4月1日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和4年4月1日（金） 午後3時00分から 午後4時15分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和4年第4回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和4年第4回朝霞市農業委員会総会

令和4年4月1日（金）
午後3時00分から
午後4時15分まで
市役所別館2階 全員協議会室

朝霞市農業委員会委員任命式

- 1 開 式
- 2 任命書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 閉 式

令和4年第4回朝霞市農業委員会議事日程

- 第 1 市長あいさつ
- 第 2 臨時議長の指名について
- 第 3 農業委員会会長の互選について
- 第 4 農業委員会会長職務代理者の互選について
- 第 5 議席の決定について
- 第 6 議事録署名委員の指名について
- 第 7 農業委員の担当区域について
- 第 8 次回の農業委員会総会の日程について

出席委員（18人）

会	長	高橋	隆
会	長 代	理	秋山 磨弥
委	員	野島	一
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	橋本	広明
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（2人）

委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦

事務局

事	務	局	事務局 長	星加	敏昭
事	務	局	局 次 長	増田	高志
事	務	局	専 門 員	有賀	雄一

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎朝霞市農業委員会任命式

◎開式

○事務局・星加事務局長

ただいまから、朝霞市農業委員会委員任命式を開式いたします。

私は、進行をさせていただきます、産業振興課長の星加でございます。

◎任命書交付

○事務局・星加事務局長

それでは、任命書の交付をさせていただきます。

任命書の交付は、富岡勝則朝霞市長から行います。

富岡市長、よろしく願いいたします。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、市長の前へお進みください。

○富岡市長

野島一様、高野正芳様、高橋隆様、小寺昌様、高橋吉久様、橋本広明様、浅川秀雄様、富岡勇一様、石原実様、高野政江様、栗原昌章様、須田哲也様、蕪木勝美様、渡邊忠様、高橋秀明様、秋山磨弥様、千田理恵子様、高麗俊一様。

以上でございます。

○事務局・星加事務局長

富岡市長、ありがとうございました。

◎市長あいさつ

○事務局・星加事務局長

続きまして、富岡市長から皆様にごあいさつを申し上げます。

富岡市長、よろしく願いいたします。

○富岡市長

皆様、こんにちは。

農業委員会の任命式に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、農業委員会等に関する法律に基づきまして、先ほどの議会で御同意をいただきましたので、皆様方を農業委員として任命をさせていただきました。本日から3年間、どうぞよろしくお願い

いをいたします。

さて、本市の農業でございますが、いわゆる都市型農業と呼ばれているものでございまして、都市近郊という利点を生かして、浜崎農業交流センターと市役所ロビーにおける農産物の直売や、庭先販売など、地産地消を積極的に進めているところで、市民の皆様に朝霞の野菜の良さが浸透してきているのではないかとこのように考えております。

また、一方で、農業従事者の高齢化ですとか、あるいは後継者不足などの課題があるほか、本市は都心に近いという立地条件から、優良な農地が転用されるケースも多く、農地は減少傾向にございまして農業を取り巻く環境は厳しい状況にございます。新たに農業委員になられました皆様には、優良農地を確保していく中で、遊休農地の発生防止及び解消への取組、そして農地転用を適正に判断していただくといった農業委員会としての役割を、責任を持って果たしていただくよう、切にお願いするものでございます。

結びに、今後の皆様方の御活躍を心から祈念をして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◎閉式

○事務局・星加事務局長

富岡市長、ありがとうございました。

これをもちまして、朝霞市農業委員会委員任命式を閉式いたします。

なお、この後、令和4年第4回農業委員会総会を開催いたしますので、しばらくその場でお待ちくださるよう、お願い申し上げます。

◎令和4年第4回朝霞市農業委員会総会

◎市長あいさつ

○事務局・星加事務局長

ただいまから令和4年第4回朝霞市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、市長からごあいさつをお願いいたします。

○富岡市長

令和4年第4回農業委員会総会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様におかれましては、御多用中にも関わらず御参集を賜り、誠にありがとうございます。本日は、改選後の初めての総会でございます。規定により私が会長に代わり招集をさせていただいたところでございます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、農業の担い手の高齢化や後継者不足、農業所得の大幅な低下など、年々厳しい状況にあります。本市におきましては、農業の担い手不足によりまして、農地を手放さなくてはならない方も増えており、都心に近いという立地条件から、駐車場や資材置場などへの農地転用事案が多い状況にあります。農業委員会には、遊休農地を解消し、優良農地を保全する一方で、農地転用の需用にも対処していかなくてはならないという難しい課題がありますので、皆様方の担うべき役割と責任は、今後ますます大きくなるかというふうに思います。

こういった状況の中、農業委員会の必須事務として「担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」がありますが、農地等の利用の効率化及び高度化をより一層促進していただけるように、本年度中にタブレット端末を導入いたしまして、皆様方が効率よく農地パトロールなどの活動をしていただけるよう準備をさせていただいているところでございます。

市といたしましても、皆様方と足並みをそろえ、これからの朝霞市の農業振興に努めてまいりますので、今後とも御理解と、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、話は変わりますが、本年は朝霞市が昭和42年に市制を施行して以来55年という記念すべき節目の年に当たります。5月には市制施行55周年記念式典を開催させていただくほか、プレミアム付き商品券の事業を第4弾として実施するなど、様々な事業を準備しておりますので、皆様方の変わらぬ御支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

結びに、新型コロナウイルス感染症については、いまだ予断を許さない状況が続いておりますので、皆様におかれましては十分に健康にお気をつけいただき、今後も農業の発展に御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

ありがとうございました。

本日は、改選後の総会で会長が決定しておりませんので、農業委員会等に関する法律第27条第1項に基づき市長が総会を召集しましたので、臨時議長決定まで市長に議事進行をお願いいたします。

○富岡市長

それでは、私が議事を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の出席委員は20人中、18人でございますので、朝霞市農業委員会会議規則第6条により定数に達しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。

◎臨時議長の指名について

○富岡市長

それでは初めに、日程第2、「臨時議長の指名について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局・有賀専門員

臨時議長の選出につきましては、農業委員会長の選出までをお願いするものでございますが、慣例で地方自治法第107条の規定に準じ市議会の例にならしまして、最年長委員に臨時議長をお願いしております。

以上でございます。

○富岡市長

それでは、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、臨時議長につきましては、地方自治法第107条の規定に準じ、最年長委員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないようでございますので、臨時議長を最年長委員をお願いすることとし、野島一委員を臨時議長に指名いたします。

これからの議事進行につきましては、野島一委員をお願いいたしまして、座長の職を解かせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局・星加事務局長

市長におかれましては、ほかに所用がございますので、これで退席させていただきます。

ありがとうございました。

それでは、臨時議長に指名されました野島一委員に議事進行をお願いいたします。

○野島委員

それでは御指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議事の進行については、皆様の御協力をよろしくお願いします。

◎農業委員会会長の互選について

○野島委員

それでは、日程第3、「農業委員会会長の互選について」を議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないようですので、日程第3、「農業委員会会長の互選について」を議題とします。

事務局に議案の説明をお願いします。

○事務局・有賀専門員

会長は、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、会長職務代理は、同法第5条第5項及び朝霞市農業委員会会議規則第15条により、互選することとされておりますが、互選の方法につきましては、立候補や推薦による方法または選挙による方法がございます。

以上です。

○野島委員

ただいま事務局から説明がございましたが、会長の互選について、どのような方法により選出したらよいか何か御意見などございますでしょうか、また立候補や推薦などございましたら、お願いいたします。

○浅川委員

引き続き、高橋隆委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○野島委員

ただいま高橋隆委員を推薦する意見がございましたが、ほかに御意見、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ございませんようなので、会長に高橋隆委員を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長の私が指名した高橋隆委員を会長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した高橋隆委員が、会長に当選されました。

それでは、会長に当選された高橋隆委員に就任のごあいさつをお願いします。

○高橋会長

皆さん、こんにちは。

ただいま紹介されました、高橋隆でございます。今まで農業委員を務めさせていただきまして、また前回に引き続き会長という大役を仰せつかったわけですが、皆様のお力添えをいただきながら農業委員会のかじ取りを行っていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

さて、農業を取り巻く環境は、先ほどの市長のごあいさつにもありましたように、農業後継者の

確保や遊休農地の解消、更には都市農業の推進といった様々な課題もあります。このような状況の中、農地転用などの審議や遊休農地の発生防止及び解消など農業委員会としての役割を担っていかねばなりません。市の農業行政の一役を担っていくためには、農業委員としてはこのような様々な課題に対処し、農業委員全体で一致団結して取り組んで頑張っていく必要があるのではと考えております。

私も微力ではございますが、これから3年間、朝霞市の農業の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、あらためまして、皆様の御協力をお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。

○野島委員

どうもありがとうございます。

それでは、会長と交代します。

この際、しばらく休憩します。

(暫時休憩)

◎農業委員会会長職務代理の互選について

○高橋会長

引き続き、会議を開きます。

日程第4、「農業委員会会長職務代理の互選について」を議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないようですので、日程第4、「農業委員会会長職務代理の互選について」を議題といたします。

会長職務代理の互選について、どのような方法により選出したらよいかをお諮りいたします。

何か御意見等ございますでしょうか、また立候補や推薦等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

立候補及び推薦がございませんので、私から推薦させていただきます。

会長職務代理に秋山磨弥委員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長の私が指名した、秋山磨弥委員を会長職務代理の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、秋山磨弥委員が会長職務代理に当選されました。

それでは、会長職務代理に当選された秋山委員に就任のごあいさつをお願いいたします。

○秋山会長職務代理

こんにちは。

このたび、朝霞市農業委員会会長職務代理に就任いたしました若菜会の秋山でございます。

農業委員を務めさせていただき、今回3期目を迎えますが、図らずも会長職務代理という大役を仰せつかりました。

何分不慣れではございますが、皆様の御協力をいただきながら3年間会長を支え、職務を務めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任のあいさつと代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋会長

どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。

ここで、委員の自己紹介をお願いしたいと思います。順番としては私から向かって左側の一番前列の野島委員から時計回りでお願いしたいと思います。

野島委員からよろしくお願いします。

○野島委員

野島一です。今季2期目ですが、3年間、よろしくお願いします。

○高野正芳委員

高野正芳です。今季2期目です。よろしくお願いします。

○小寺委員

小寺昌です。2期目ということで、やっと分かるようになってきましたけれども、まだまだ大変なことをやっているんだなということが、やっと分かってきました。3年間ですけれども一生懸命やりますので、よろしくお願いします。

○高橋吉久委員

高橋吉久と申します。農業組合の理事ということで理事の中から選ばれてまして、3年間、何とか皆さんの足を引っ張らないように務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

○橋本委員

橋本広明です。今回2期目に入らせていただきます。溝沼地区から来ております。よろしくお願いいたします。

○浅川委員

溝沼地区の浅川秀雄と申します。3年間よろしくお願いいたします。

○富岡委員

皆さん、こんにちは。富岡勇一でございます。初めてのことなので何も分かりませんので、いろいろ教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石原委員

皆さん、こんにちは。石原実と申します。何分不慣れなものですので、御指導よろしくお願いいたします。

○高野政江委員

高野政江です。若菜会から推薦されました。よろしくお願いいたします。

○栗原委員

溝沼第一支部から推薦されました、栗原昌章と申します。皆さん、よろしくお願いいたします。

○須田委員

須田哲也です。よろしくお願いいたします。

○蕪木委員

蕪木勝美です。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員

渡邊忠です。よろしくお願いいたします。

○高橋秀明委員

高橋秀明です。よろしくお願いいたします。

○千田委員

朝志ヶ丘の方で司法書士事務所を開業しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高麗委員

高麗俊一です。よろしくお願いいたします。

○高橋会長

ありがとうございました。

◎議席の決定について

○高橋会長

次に、日程第5、「議席の決定について」を議題といたします。議席の決定につきましては、朝霞市農業委員会会議規則第7条の規定により、「くじ」を行います。

事務局、お願いします。

○事務局・有賀専門員

それでは「くじ」の準備をさせていただきますが、「くじ」の方ですけれども野島委員から順番に引いていただきたいと思います。それから本日欠席の方に関しましては、最後に会長に引いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

「くじ」により議席が決定いたしましたので事務局から発表をお願いします。

○事務局・有賀専門員

それでは、野島委員から順番に申し上げます。野島一委員が13番、高野正芳委員が6番、高橋隆委員が2番、渋谷昇委員が7番、小寺昌委員が19番、高橋吉久委員が20番、橋本広明委員が1番、浅川秀雄委員が17番、富岡勇一委員が5番、石原実委員が4番、高野政江委員が16番、栗原昌章委員が3番、須田哲也委員が14番、蕪木勝美委員が15番、渡邊忠委員が9番、高橋秀明委員が11番、金子靖彦委員が8番、秋山磨弥委員が18番、千田理恵子委員が12番、高麗俊一委員が10番、以上でございます。

○高橋会長

ただいま議席が決まりましたが、本日の会議につきましては、現在の席順のまま議事を進めたいと思います。

次回以降は、ただいま決定した席次になります。左から時計回りの席順で事務局が席札を用意しますので、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の指名について

○高橋会長

次に、日程第6、「議事録署名人の指名について」を議題といたします。先ほど行いました「くじ引き」により議席番号が決まりましたので、1番、橋本広明委員と、3番、栗原昌章委員にお願いいたします。

◎農業委員の担当区域について

○高橋会長

続きまして、日程第7、「農業委員の担当区域について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局・有賀専門員

それでは、農業委員の皆様の担当区域について御説明を申し上げます。

農業委員の皆様の担当区域につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第6項に、農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会は、各委員が担当する区域を定めなければならないと規定されております。朝霞市は農地利用最適化推進委員を委嘱していないため、あらかじめ決めるものでございます。

本日、別紙で資料をお配りしております。

こちらを御覧になっていただきますと、委員の皆様が20人でございますので、1班4人で5地域に分けて編成をさせていただいたものでございます。この担当区域は、農地利用最適化推進委員を置かないことに対しまして農業委員がその役割を行うためのものでございますので、おおむね7月から実施する農地利用状況調査の担当を決定するものでございます。よろしく願いいたします。

○高橋会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました農業委員の担当地区の案について、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問がないようですのでお諮りいたします。

本案につきまして御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、本案を原案どおり決することにしました。

◎次回の農業委員会総会の日程について

○高橋会長

続きまして、日程第8、「次回の農業委員会総会の日程について」を議題といたします。

第5回総会は、4月22日金曜日、午後3時を予定しています。場所は別館2階、第一委員会室となります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の方から何かありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

事務局から事務連絡と事務局の自己紹介をお願いいたします。

◎事務連絡

○事務局・有賀専門員

それでは、最初に事務連絡ということで、「議事日程」の下の方にある3点を御連絡させていただきたいと思います。

まず、農業委員会の概要、また、農業委員会の主な業務について、簡単ですが御説明させていただきます。

まず、「朝霞市農業委員会の組織」の「委員の構成」について説明させていただきます。

お手元にお配りしております、資料1「朝霞市農業委員会の組織」を御覧いただければと思います。

まず、皆さん委員20人につきましては、朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例に基づいて20人と定められておりまして、内訳といたしまして、農業団体の推薦による委員が19人。また、応募していただいた委員が1人の合計20人で構成されております。事務局につきましては6人おりまして、まず事務局長が1人、事務局の書記といたしまして局次長が1人、専門員が1人、主査が1人、主任が1人、主事補が1人ということで6人で構成されております。

主に会議の開催といたしまして、農地転用の許可申請や生産緑地、また、相続税納税猶予などを審議する会議といたしまして、毎月1回、定例的に総会を開催しております。

続きまして、裏面の「農業委員会事務局概要」を御覧ください。

名称といたしましては、朝霞市農業委員会事務局。所在につきましては、こちらの朝霞市役所、本町1丁目1番1号、市役所5階、56番の窓口となります。電話番号につきましては、048-463-1906、こちらが農業委員会事務局の直通の電話番号となっております。ファクス番号につきましては、048-467-0770でございますが、こちらは市役所共有の代表のファクスとなっております。

職員の定数につきましては6人。現職員の人数も6人、6人全員が産業振興課の職員と併任しているところでございます。

所掌事務につきましては、主に農業委員会等に関する法律第6条に規定されている事務に関すること、また、委員会の権限に属する証明に関すること、農業者年金に関すること、委員会の総会な

ど会議に関することを所掌しております。1番目の農業委員会の概要につきましては、簡単ですが以上となります。

続きまして、2番目の農業委員会の主な業務について御説明いたします。

右上の資料2と書いてある資料になります。「農業委員会の主な業務」といたしましては、先ほどもお話ししましたとおり農業委員会等に関する法律第6条というところに、主な農業委員会の業務が規定されておりまして、その規定に基づき必須業務と任意業務に大きく分けることができます。

1番目の「法令等に基づく必須の業務」というところでございますが、農地法などの法律に定められた規定に基づき、農業委員会でなければできない業務となっております。例えば、資料の「(1) 農地法」というところで、「①農地の権利移動」、こちらは、農地法第3条許可申請と言われているものですが、農地のまま所有権を移転したり賃借権を設定する場合には農業委員会の許可が必要ということになります。また、「③農地の転用」ということで、農地を農地以外、例えば駐車場ですとか資材置場にする場合は、市街化区域内のものは届出、市街化調整区域の農地については、農業委員会の意見を添付して埼玉県に送付するといったものが定められております。

「(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく業務」といたしましては、主にあるのが農用地の利用集積計画、こちらは農地の貸し借りに関する計画を市が作成し、その内容について農業委員会が決定する業務となっております。

「(3) 特定農地貸付法」でございますが、特定農地貸付けというものは、いわゆる市民農園のことでございます。市民農園の貸し借りの内容などが、周辺の営農状況などに問題がないかなど、農業委員会で審査、決定をする業務となっております。

続きまして、裏面を御覧ください。

「(4) 租税特別措置法」となっておりますが、こちらも農地を相続した場合に、相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合の適格者証明の交付なども所掌しております。

「(5) 農地等の利用の最適化」、担い手への農地利用の集積・集約化することや、耕作放棄地の発生防止・解消などを推進するということが農業委員会の必須の業務となっております。

また、2番目の「法令等に基づく任意の業務」といたしましては、権利を制限したり義務を課したりするような法的拘束力はないのですが、地域農業の推進のために重要な活動として、「法人化その他の農業経営の合理化」に関することや、「農業に関する調査及び情報提供」をすることができるとされております。

続きまして、農業委員の主な業務について説明させていただきます。

まず、1番目、毎月1回定期的に行われる総会での議案に関する調査がございます。こちらの総会の議案となる主なものとして農地法第3条の規定による許可申請。農地法第4条、第5条の規定

による市街化調整区域の農地に関する転用申請。相続税の納税猶予に関する適格証明や、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願が提出された場合には、農業委員の皆様には調査をお願いし、総会で審議するために調査結果の発表などをしていただいております。

2番目の、「その他の調査等」といたしまして、総会の議案にはなりません、調査をお願いするものとして、農地改良に関する届出や農家証明に関する耕作状況の依頼があった場合は、こちらも皆さんに調査のお願いをしております。また、先ほどの日程の議案第7号で、皆さんの担当区域を決めましたが、年に1回農業委員会は農地法に基づき管内の全農地の利用状況を調査ということが義務付けられております。こちらについても、皆さんに市内の調査をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

(6)、(7)につきましては関連しますが、農地パトロールと違反転用の把握という点ですが、皆様が農作業に出てくださいました際などに農地を巡回していただきまして、例えば農地転用の手続がされていないのに駐車場ができているですとか、ここの農地は管理ができていなくて草が生えているとか、そういった点があれば、把握していただきまして、事務局まで御一報いただければと思います。

次に、3番目の「年間行事」につきまして、例年10月に先進地視察研修を行っております。こちらは1泊の研修を行っております。昨年、一昨年と2年続けてコロナの影響を受けて実施できておりませんが、例年ですと10月に視察研修を行っております。また、11月には農業祭を実施しております。こちらも農業委員会として参加をしております。そのほか、県や埼玉県農業会議などが主催する研修会などもございますので、皆さんに参加をお願いしたいと思っております。

農業委員の主な業務については以上となりますが、また別紙で、委員の皆様には実際に調査をお願いする際の調査書のサンプルを付けさせていただきます。実際に調査が出たときにつきましては、個別におじゃまさせていただきます、その時に説明させていただきますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

では、事務局の自己紹介をさせていただきます。

○事務局・星加事務局長

私、本年度事務局長を務めさせていただきます。星加敏昭と申します。どうぞよろしくお願いいたします。農業行政は初めてなんですけれども、一生懸命勉強させていただきますので、御指導のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・増田局次長

本年度から事務局次長をやらせていただきます増田高志でございます。私も農業行政が初めてでございますので、皆様いろいろな教えていただきながら進めていきたいと思っております。よろし

くお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

農業委員会事務局の有賀と申します。4年目となりますが、まだまだ勉強が足りないというふう
に思っておりますので、これから勉強をして皆さんと共に農業の方に携わっていきたいと思いま
すので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務連絡 3 農業委員会親睦会について

○事務局・有賀専門員

引き続きまして、細かい事務連絡をさせていただきます。

すみません、3番目を抜かしていました。

まず、皆さんの親睦会というものを御説明させていただきます。

資料3があるかと思いますが、よろしいでしょうか。

農業委員会委員親睦会の設置についてでございますが、代々農業委員会では、委員相互の親睦を
深めることなどを目的として、親睦会を設置しております。主に季節ごとの懇親会ですとか、弔慰
金の支出、また、視察研修などの場合に、一部市から費用弁償としての予算はあるんですけど
も、公費で賄えない、足りない分について差額を積み立てて、費用の一部に充てたりするといっ
たことをしております。今回、今日から任命された委員の皆様は親睦会を設置することについてど
うかということをお客様の御意見を伺いたしたいと思います、設置するということではいかに
か。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

それでは、今回の委員の皆様につきましても親睦会を設置するということでやらさせていただきます。

では、2番目の親睦会の規約についてでございますが、同じ資料3の中に規約の案を付けており
ます。基本的には、前委員の時のものと内容は同じでございます。

第1条に、名称及び組織というものがありまして、「本会は、朝霞市農業委員会委員親睦会と称
し、朝霞市農業委員会委員をもって組織する。」こととしております。

また、第3条には目的というものがございまして、「本会は、会員相互の人格高揚、親睦融和及び
会員とその家族に対する福祉を図るとともに市農政全般にわたる調査研究を行い、農業振興並びに
農家経済の安定に寄与することを目的」としております。

また、親睦会には、役員を置くとなっております、親睦会長が1人。副会長が1人。幹事が若

干名。監事が2人。役員は、会員の互選により選出することとなっております。

また、役員の任期は1年としておまして、再任は妨げないということとなっております。

また、第11条のところに、庶務及び会計についても決めておまして、「本会の庶務及び会計は、会長の委嘱により朝霞市農業委員会事務局がこれにあたる。」ものとしております。

次の12条では経費について定められておまして、「親睦会の経費は、会費1人月額5,400円、内3,000円は研修旅費分及びその他の収入をもって充てる」こととしております。月額5,400円につきましては、皆様毎月会議に出ていただきますと、費用弁償が一人2,400円発生するわけですが、そちらを充てさせていただいております。また、視察研修の積立金として、月額3,000円を積み立てております。

親睦会の規約については、簡単ですが説明は以上となりますが、今回につきましても、この規約の案でよろしいかどうかお諮りしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(はい、の声)

ありがとうございます。

それでは、今までどおり以前からの規約でいきたいと思いますので、皆様お手元の(案)というところは二重線で消していただければと思います。

続きまして、親睦会の役員でございますが、これも今までのやり方で言いますと3年間で皆さん1回ずつ役員が回ってくるというような持ち回りでやらせていただいたおりました。案といたしまして、令和4年度につきましては、今議席番号を決めましたけれども、1番から順番に6人、令和5年度はまたその次の6人、令和6年度はまたその次の6人ということで順番に回させていただいております。会長と職務代理につきましては、他のいろいろ会議等がありますので、会長と職務代理は除いて18人で6人ずつ、3年で回すというようなやり方をさせていただいております。そうすると、令和4年度につきましては、橋本委員、栗原委員、石原委員、富岡委員、高野正芳委員、渋谷委員ですね。この6人で役員をやっていただければと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし、の声)

それでは、令和4年度については、先ほど申し上げた6人で親睦会の役員をやっていくということとでよろしく願いいたします。この後で、役員の中の役割分担を、決めさせていただければと思いますので、終わった後に少し残っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ここから細かい事務連絡をさせていただきます。

まず、1点目ですが、新任の委員の皆さんにつきましてですが、次回の4月22日の総会の際に御印鑑を御持参いただきたいと思っております。こちらは、三文判で結構でございますのでよろしくお願いたします。こちらは、3年間お預かりして事務局で必要なところを押ささせていただくような形で使わせていただきますので、銀行印とかではない、三文判とかで結構でございますので、お借りできればと思っております。

次に、報酬のお支払いについてですが、お手元に口座を書く用紙を置かせていただいております。こちらは御本人名義の金融機関の口座番号などを御記入いただきまして、御提出くださいますようお願いいたします。

またですね、マイナンバーが必要になりますので、12桁のマイナンバーが書かれた通知、若しくはカードを御持参いただきまして、こちらで確認させていただきますので、よろしくお願いたします。こちらは4月の募集の事務処理が始まりますので、期間が大変短くて大変恐縮なんですけど、4月8日までに事務局の方に御提出いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次にですね、農業委員様の御連絡先についてということで、御配りしている用紙を御覧ください。こちらは事務局の方から、緊急または随時も含めてですけれども、御連絡させていただく際に使用させていただくものになりまして、併せて皆さんの名簿を作りまして、委員の皆様同士も連絡がとれるように作ってまいりたいと思っておりますので、こちらの方も併せて御提出をお願いします。こちらは次回の総会の際に結構でございます。

今の3点につきましては新任の委員の方のみとなりますので、よろしくお願いたします。

次に4点目、これは全員ですね。新任の委員には農業委員章と農業委員会手帳を置かせていただいております。手帳の方を1枚開いていただきますと、黄緑色の身分証明書が入っております。再任の方は「身分証明書」のみを置かせていただいております。所属農業委員会名と有効期限等は記入をさせていただきますので、氏名、生年月日、住所、電話番号につきましては、後ほど御自身で御記入いただければと思っております。

続いて5点目でございますが、令和4年度総会の日程についてでございます。

令和4年度の日程は、別紙に一覧表を用意いたしました。年間の予定でございますが、おおむね毎月25日前後を設定しておりますが、市議会の日程などによって変更になる場合がございますので、その際は事前に御連絡を差し上げますので、よろしくお願いたします。

続きまして、総会時の服装についてでございますが、服装につきましてはスーツなどの正装でお越しいただければと思っております。また、夏期間につきましては、クールビズということでノーネクタイ等でよろしくお願できればと思っております。クールビズの期間につきましては、市の方の期間と合

わせますので、連絡がき次第皆様にもお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、次回の総会後に新旧の農業委員の皆様にお集りいただきまして懇親会を予定してございます。まだ予定なんですけれども、一応計画をしております。ただ、こういう御時世でございまして、コロナの感染状況等によってまだ左右される時期でございまして、まだ正式に決められない状況でございまして、こちらは決まり次第お手紙でのお知らせになってしまうかと思いますが、御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後にですね、「承諾書」というA4の横の書類を、これは皆様に置かせていただいております。こちらにつきましては、日付は本日、令和4年4月1日にしていただきまして、御記入と押印ですね、これは次回4月22日の総会のと看で結構でございますので、お持ちいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務連絡は、以上でございます。

○高橋会長

それでは、以上をもちまして、令和4年第4回農業委員会総会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

1 番委員 橋 本 広 明

3 番委員 栗 原 昌 章

令和4年4月1日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印